

議案第18号

北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

北上市奨学金貸与条例（平成3年北上市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還の減免)</p> <p>第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により奨学金の返還未済額を減免することができる。</p> <p>。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(返還の減免)</p> <p>第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により奨学金の返還未済額を減免することができる。</p> <p>。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭のいずれかの資格を有し、市内の保育所等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設又は同条第5項に規定する地域型保育事業を実施する施設であって、市が設置したものを除く。）に就業した者で、保育人材確保のために市長が相当であると認めたとき。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年6月11日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

保育人材の確保を図るため、保育士等が市内の保育所等に就業した場合に奨学金の返還未済額の減免をしようとするものである。